

提出年月日を記載してください。

和暦、西暦どちらでも可。

様式第6 (第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係)

電気通信事業氏名等変更届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

総務大臣 殿

法人の場合:登記事項証明書に相当する書類に記載の

本店(本国)住所

個人の場合:本国の住民票に相当する書類に記載の住所

※ふりがなも必ず記載してください。

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

(ふりがな) まるまるまるまる
住 所 〇〇〇〇

押印不要です。

法人の場合は、法人の名称及び
代表者の役職・氏名を記載してください。

※ふりがなも必ず記載してください。

(ふりがな) そうむ
氏 名 Soumu ,Inc.

まるまる まるまる
代表取締役 〇〇 〇〇

個人の場合は記載不要です。

法人の場合は、国税庁「法人番号公表サイト」
から検索できる13桁の番号が存在する法人
の場合には記載してください。

届出年月日及び届出番号

〇〇年〇〇月〇〇日 〇-〇〇-〇〇〇〇〇

(不明な場合は記載不要です。)

法人番号(13桁)

0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

担当部署名

〇〇課

電話番号及び電子メールアドレス

〇〇-〇〇〇-〇〇〇 〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

届出者の担当部署があれば記入願います。

(委任を受けた代理人の連絡先は記入
しないでください。)

届出者の本国の電話番号と電子メールアドレスの両方を必ず記載
してください。(担当部署に直接連絡の取れるものを記載してください。)

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第16条第3項の規定により、届け出ます。

変更があった項目のみ、上段には変更前の内容を、下段
には変更後の内容をそれぞれ記載してください。

(届出者又は国内代表者等が法人であって、代表者が更
になった場合には代表者の氏名の変更が必要です。)

変更事項	変更前	変更年月日
	変更後	
氏名(法人の場合は登記上の商号 及び代表者氏名)	△△ , Inc □□ □□ Soumu , Inc. 〇〇 〇〇	〇〇年〇〇月〇〇日 ※商号変更日又は 代表者就任日を記載
住所 (法人の場合は登記上の本店住所)	△△△△ 〇〇〇〇	〇〇年〇〇月〇〇日 ※本店住所移転日を記載
電話番号及び 電子メールアドレス	△△-△△△△-△△△△ △△△△@△△.△△.△△	〇〇年〇〇月〇〇日 ※変更日を記載

届出者の本国の電話番号と電子メールアドレスを記載してください。(担当部署に直接連絡の取れるものを記載してください。)

	〇〇-〇〇〇-〇〇〇 〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇	
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の氏名(法人の場合は名称及び代表者氏名)	株式会社 △△ 代表取締役 △△ △△ 株式会社 総務 代表取締役 総務 太郎	〇〇年〇〇月〇〇日 ※変更日を記載
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の国内の住所	東京都△△区△△丁目△番地△号 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号	〇〇年〇〇月〇〇日 ※変更日を記載
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の電話番号及び電子メールアドレス	△△-△△△-△△△ △△△△@△△.△△.△△ 〇〇-〇〇〇-〇〇〇 〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇	〇〇年〇〇月〇〇日 ※変更日を記載

日本国内における代表者又は代理人の国内の連絡可能な電話番号及び電子メールアドレスを記載してください。

(添付書類)

	届出者の氏名(法人は名称及び代表者の氏名)又は住所に変更がある場合	届出者の氏名(法人は名称及び代表者の氏名)又は住所に変更がない場合
国内代表者等を変更していない場合	1:届出者の登記事項証明書に相当する書類 ※届出者が法人の場合 2:届出者の住民票の写しに相当する書類 (コピー不可) ※届出者が個人の場合	
国内代表者等を変更した場合	1:届出者の登記事項証明書に相当する書類 ※届出者が法人の場合 2:届出者の住民票の写しに相当する書類 (コピー不可) ※届出者が個人の場合 3:国内代表者等の住民票の写し (コピー不可) ※変更後の国内代表者等が個人の場合 4:権限証明書(様式第2の2)	1:国内代表者等の住民票の写し (コピー不可) ※変更後の国内代表者等が個人の場合 2:権限証明書(様式第2の2)
国内代表者等の氏名(法人は名称及び代表者の氏名)又は住所を変更していない場合	1:届出者の登記事項証明書に相当する書類 ※届出者が法人の場合 2:届出者の住民票の写しに相当する書類 (コピー不可) ※届出者が個人の場合	
国内代表者等の氏名(法人は名称及び代表者の氏名)又は住所を変更した場合	1:届出者の登記事項証明書に相当する書類 ※届出者が法人の場合 2:届出者の住民票の写しに相当する書類 (コピー不可) ※届出者が個人の場合 3:国内代表者等の住民票の写し (コピー不可) ※国内代表者等が個人の場合	1:国内代表者等の住民票の写し (コピー不可) ※国内代表者等が個人の場合
国内代表者等が別の法人に承継された場合(法人に限る)	1:届出者の登記事項証明書に相当する書類 ※届出者が法人の場合 2:届出者の住民票の写しに相当する書類 (コピー不可) ※届出者が個人の場合 ※登記情報で国内代表者等の承継を確認できない場合には確認できる資料を求めることがあります。	添付書類不要 ※登記情報で国内代表者等の承継を確認できない場合には確認できる資料を求めることがあります。

※登記事項証明書に相当する書類及び住民票の写しに相当する書類は、日本語の訳文の添付も必要です。

※届出者又は国内代表者の電話番号及び電子メールアドレスのみを変更する場合には添付書類は不要です。